

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（様式集）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
1	様式集		3	1	8	ウ エ					施設立面図 施設断面図	施設立面図と施設断面図の定義（違い）についてご教示ください。一方にて兼用することは可能でしょうか。	施設立面図は施設を4面から見た外観を表すもので、施設断面図は平面のある位置から上下方向に施設を切断した断面を表すものです。選定事業者の提案内容に新たに建造する建築物（建屋）が含まれる場合は施設立面図と施設断面図を提出して下さい。また、新たに建造する建築物（建屋）がない場合は、一方にて兼用することは可能です。但し、管理棟及び汚泥ピット棟を大規模に改造する場合は、管理棟と汚泥ピット棟の施設立面図と施設断面図の両方を提出して下さい。
2	様式集		4	2	1	(4)					電子媒体による提出	電子データのファイル形式等において、バージョンの制約はありますか。	word及びexcelについては2003までのバージョンとしてください。
3	様式集										各様式共通	「※は消去してください」とありますが、※の付いていない文章は、消去、若しくは一部を変更してはならないと理解してよろしいでしょうか。	趣旨が変わらない範囲で適宜修正していただくことは可能です。
4	様式集										Word様式	Excel様式では様式右下部分に提案者記号を記載する欄があります。Word様式でも同様に全用紙に提案者記号を記載しますか。	特に指定しませんが、記載していただくことも可能です。
5	様式集			2	7						様式2-7	工事实績の内容の証明書類は、契約書・コリンズの写し、特記仕様書と理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
6	様式集			2	8						様式2-8	入札参加資格 a・b の要件について、管理運営業務にあたる者が複数である場合には、建設業務と同様に、このうち1者が満たせば良いものとしていただけないでしょうか。	入札説明書に対する質問の回答のNo47を参照してください。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（様式集）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
7	様式集			2	9						様式2-9	事業期間中、燃料化物を購入する旨の確約を証明する資料は、確約書のみと考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
8	様式集			2	9						様式2-9	事業期間中、燃料化物を購入する旨の確約を証明する資料は、特に書式は定められていないと考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりですが、様式2-5、2-10等に準じてください。
9	様式集			2	9						様式2-9	燃料化物を購入する旨の確約を証明する資料は、確約書のみでよろしいでしょうか。	No7の回答を参照してください。
10	様式集			4	2						様式4-2	割賦金利のうちスプレッドは、マイナスでの提案は不可との理解でよろしいでしょうか。	スプレッドについては提案によりますので、可能です。
11	様式集			5	11						様式集5-11	長期収支計画表の数値は、消費税を含めずに記載するとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
12	様式集			6	2						様式6-2	落札者決定基準の別紙1において、本様式は配点の対象となっていないことから、本様式記載の内容は評価対象外と理解してよろしいでしょうか。	落札者決定基準の別紙1の関係様式は主なものを示したものです。本様式も提案書の一部として取り扱うため、評価の対象になります。
13	様式集			6	3						様式6-3	落札者決定基準の別紙1において、本様式は配点の対象となっていないことから、本様式記載の内容は評価対象外と理解してよろしいでしょうか。	No12の回答を参照してください。
14	様式集			6	4						様式6-4	本様式には、現場の体制ではなく、SPCや事業会社のマネジメント体制や連絡体制を記載すると理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（様式集）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
15	様式集			6	5						様式6-5	落札者決定基準の別紙1では、本様式において有効利用業務にあたる者の経営面の安定性と長期安定性を評価すると記載されていますが、経営状況や長期安定性に関して記載を求められていません。どのように評価するのでしょうか。	別紙1のNo4については、主に様式6-5の「1 燃料化物の有効利用業務の実施体制」、「2 燃料化物の有効利用業務にあたる者の事業について」、「本事業に対する取り組み方針について」における提案を評価しますので、評価の視点に沿った内容を上記の項目に含めて記載してください。
16	様式集			6	6						様式6-6	本様式には、SPCのモニタリングとSPCから業務を請負者のモニタリングの両方について記載すると理解してよろしいでしょうか。	モニタリング基本計画を踏まえて提案してください。
17	様式集			6	7						様式6-7	本様式の表で「頻度」とは、当該リスクが顕在化する可能性の高さと理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
18	様式集			6	7						様式6-7	落札者決定基準の別紙1では、本様式において横浜市殿の業務に対する影響について評価するとなっていますが、該当する記載要求がありません。どのように評価するのでしょうか。	「リスク顕在化の対応方法」にリスク顕在化時における市の業務への影響も含めて記載してください。
19	様式集			6	8						様式6-8	落札者決定基準のP6（1）1事業計画に関する事項～地域の環境負荷軽減の評価視点で横浜市内における～を評価する（20点）とありますので、本様式の地域貢献等～対象地域は横浜市内限定との理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（様式集）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
20	様式集			6	9						様式6-9	モニタリング基本計画では金融機関と連携し財務モニタリングを行うように記載されておりますが、資金調達は、原則としてプロジェクトファイナンス形式で行うとの理解でよろしいでしょうか。 プロジェクトファイナンス以外による資金調達は、金融機関から関心表明を取得できないなど、やむを得ない場合に限られるとの理解でよろしいでしょうか。 その際は落札者決定基準別紙1 No.8の資金調達計画の評価が下がるとの理解でよろしいでしょうか。	プロジェクトファイナンスを想定していますが、それ以外の資金調達を否定するものではありません。 なお、評価については提案を総括的にPFI事業審査委員会で審査することになりますが、PFI事業では一般的にプロジェクトファイナンスでない場合、金融機関のモニタリングが期待できず財務モニタリングに課題があると考えています。
21	様式集			6	9						様式6-9	本事業の資金調達は、財務状況の透明性確保と事業安定性を確保するため、プロジェクトファイナンス方式で行うとの理解で宜しいでしょうか。	No20の回答を参照してください。
22	様式集			6	12						様式6-12	本様式に記載を求められている「燃料化物の品質確保の工夫」は、落札者決定基準の別紙1における本様式の評価対象となっておりません。 当該項目の記載内容は評価対象外と理解してよろしいでしょうか。	No12の回答を参照してください。
23	様式集			6	13						様式6-13	施工実績（稼動前）とありますが、施工実績（稼動前）の定義は施設の施工が完了し完成検査を終えているが、供用を開始していない施設という理解でよろしいでしょうか。また、その定義ではない場合、施工は終わっていないため施工実績としての評価に該当と考えますがいかがでしょうか。	施工実績（稼動前）は、受注して建設中のものを含みます。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（様式集）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
24	様式集			6	13						様式6-13	2. 提案する燃料化方式～（稼動前を含む）について、一般的に施工実績は、自治体殿の検査（完成検査等）を受け合格した施設が評価されます。また横浜市殿の通常の一般競争入札の場合も同様に運用されている状況の中、本事業のような長期大型事業にもかかわらず、今回はなぜ施工実績（稼動前を含む）（自治体殿合格を受けていない実績）を評価対象にしたのでしょうか。理由をご教示ください。また、施工実績（稼動前）は評価対象外としていただけないでしょうか。	燃料化施設の実績は少ないことから、稼動前も対象にしています。なお、評価の対象については落札者決定基準の記載のとおりとします。
25	様式集			6	13						様式6-13	実績を確認する資料としては契約書が該当するとの理解でよろしいでしょうか。	基本的には御理解のとおりです。ただし、様式6-13に記載した事項で契約書のみで確認できない事項がある場合には、確認できる資料も添付してください。
26	様式集			6	15						様式6-15	落札者決定基準の別紙1において、本様式は配点の対象となっていないことから、本様式記載の内容は評価対象外と理解してよろしいでしょうか。	No12の回答を参照してください。
27	様式集			6	16						様式6-16	落札者決定基準の別紙1において、本様式は配点の対象となっていないことから、本様式記載の内容は評価対象外と理解してよろしいでしょうか。	No12の回答を参照してください。
28	様式集			6	17						様式6-17	落札者決定基準の別紙1において、本様式は配点の対象となっていないことから、本様式記載の内容は評価対象外と理解してよろしいでしょうか。	No12の回答を参照してください。
29	様式集			6	19						様式6-19	1. 施設の建設期間を短縮できる場合（最大9ヶ月）とありますが、最大が9ヶ月の理由をご教示下さい。	市の下水道事業の全体整備計画によるものです。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（様式集）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
30	様式集			6	20						様式6-20	要求水準書P11（6）温室効果ガス排出量において本事業は「横浜市地球温暖化対策実行計画」における取り組みと位置づけられております。実行計画（区域施策編）P15第2章 計画の基本的事項 2-1基本方針の中に「本市における地球温暖化対策はエネルギー利用（使い方や作り方）への対策を中心に据えて、国・県・他自治体とも連携を図りつつ、市民・事業者・市役所の全ての主体が一体となって取り組むものとする」となっております。本様式記載事項 2. 有効利用先の.について※本項目の温室ガスの削減量は横浜市内を対象範囲. . .との評価項目は、上記方針と整合していないと考えます。また本事業者が他自治体と連携することを制約する内容となりますので、市内限定での削減効果の評価項目を見直していただけないでしょうか。	落札者決定基準に対する質問の回答のNo.8を参照してください。
31	様式集			6	27						様式6-27	落札者決定基準の別紙1において、本様式は配点の対象となっていないことから、本様式記載の内容は評価対象外と理解してよろしいでしょうか。	No12の回答を参照してください。
32	様式集			6	28						様式6-28	落札者決定基準の別紙1において、本様式は配点の対象となっていないことから、本様式記載の内容は評価対象外と理解してよろしいでしょうか。	No12の回答を参照してください。
33	様式集			7	4						様式7-4	主要機器に該当するかは事業者の判断により決定するとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
34	様式集			8	2						様式8-2～	注で記載されているものは消去しないという理解でよろしいでしょうか。	No3の回答を参照してください。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（様式集）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
35	様式集			2	9						様式2-9	なお、燃料化物～自治体と協議し承諾を得るとありますが、放射性物質濃度等の協議について当該自治体の要請があった場合、横浜市殿は求められるデータ等の開示も含め承諾を得るための最大限のご協力戴けるとの理解でよろしいでしょうか。	可能な範囲で最大限の協力は行ないます。
36	様式集			6	11						様式6-11	4. 撤去物の処分計画について、撤去物に放射性物質が含まれていた場合の処分についてご教示願います。	国等の基準、指針等に準じて、撤去物の取り扱いが困難となった場合には協議となります。
37	様式集			6	12						様式6-12	5. 消化汚泥等の性状変化への対応について、要求水準書に明記されている放射性濃度 (セシウム134-55Bq/kg セシウム137-59Bq/kg) は標準的な数値としてよろしいのでしょうか	要求水準書に記載の放射性物質の数値は、実績値です。なお、放射性物質に関する標準的な範囲については要求水準書に対する質問回答のNo179を参照してください。
38	様式集			6	12						様式6-12	「5. 消化汚泥等の性状変化への対応について」において記載すべき放射能物質の標準的な範囲とは、要求水準書10頁に明記されている表3-3-4-3脱水汚泥等の放射能物質の濃度を標準的な範囲とすればよろしいですか。	要求水準書に対する質問回答のNo179を参照してください。
39	様式集			6	18						様式6-18	施設から排出される環境負荷の削減に関する提案の項目において、放射性物質への対策は関係法令等による規制基準が明確でないため考慮しないとの理解でよろしいでしょうか。	提案がある場合には記載してください。
40	様式集			6	21						様式6-21	建設副産物に放射性物質が検出された場合、放射性廃棄物となるため、取り扱いは非常に困難となります。放射性廃棄物に関しては横浜市殿の責任で処分していただけるとの理解でよろしいでしょうか。また、その副産物（放射性廃棄物）に関しては、本評価対象外と理解してよろしいでしょうか。	落札者決定基準に対する質問の回答のNo45を参照してください。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（様式集）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
41	様式集			6	25						様式6-25	管理運営上の副産物に放射性物質が検出された場合、放射性廃棄物となるため、取り扱いは非常に困難となります。放射性廃棄物に関しては横浜市殿の責任で処分していただけるとの理解してよろしいでしょうか。また、その副産物（放射性廃棄物）に関しては、本評価対象外と理解してよろしいでしょうか。	国等の基準、指針等に準じて、建設副産物の処分が困難となった場合には協議となります。なお、建設副産物の取り扱いは提案によります。